

## 別表 1

### 変更申請・変更報告区分

項 目	変更申請	変更報告	関係機関への通知	備 考
製品の追加	○		○	指定基準に適合するための品質管理書類等, 社内規格の新旧対照表, 新社内規格の添付 (別図1参照)
代表者・工場長等の変更		○		代表者の変更には登記簿謄本を添付 工場長の変更には辞令または社報を添付(ある場合)
品質管理責任者の変更		○		各指定基準に準じた資格書類の添付 (品質管理実務研修の修了証等)
譲渡, 合併等により地位を承継することによる変更	○		○	会社名の変更・法人登記事項証明書を添付
工場名等の変更(工場の名称, 住所表示)		○	○	
社内規格の変更(別表2参照)		○		社内規格の新旧対照表(作成例を参照)を添付
重要な設備の変更 (試験(検査)及び製造設備の位置・改築・更新等)	○			工場立入調査にて確認(別図2参照) ※試験設備の入替(従前と同じもの)のみの場合は, 変更 申請不要
自社管理工場の申請及び廃止	○		○	砕石工場に限る(別図3参照)

※提出書類については、一式(PDF化)にした上で、E-mailにて検査指導課宛て提出

※添付書類として「登記簿謄本」や「法人登記事項証明書」の原本の提出が必要な場合は、原本のみ別途郵送にて検査指導課宛て提出

## 別表 2

### ○変更報告書の提出が必要な社内規格の変更内容について

(※下表に該当する変更内容については、変更が生じた日から2週間以内に「変更報告書(様式-5)」を提出)

項目	変更内容	備考
1) 総則	・社内運営組織図 (代表者, 工場長, 品質管理責任者)	※その他, 従業員(担当者)等の変更は, 変更報告不要
2) 製品規格規定	・製品の品質規格 ・不適合品の処置	
3) 原材料管理規定	・原材料の受入(保管, 管理)	※原材料納入業者等の名称変更(会社合併等による変更)は, 変更報告不要
4) 作業標準規定	・製造工程(製造フロー図含む)	
5) 品質管理規定	・日常管理試験頻度 ・定期管理試験頻度	
6) 試験管理規定	・試験方法	
7) 設備管理規定	・製造設備の点検 ・試験(検査)設備の点検	
8) 出荷規定	・製品の出荷手順	
9) 安全管理規定	・緊急時の連絡系統図 ・安全衛生管理組織図	
10) その他	・JIS改正に伴う変更内容全般	※JISマーク表示工場の場合は, 変更報告不要

○上記に該当しない社内規格の変更(軽微な変更)については、指定工場調査時に「社内規格の改訂履歴」を調査員へ提出。(※調査表と併せて, 改訂履歴を提出)

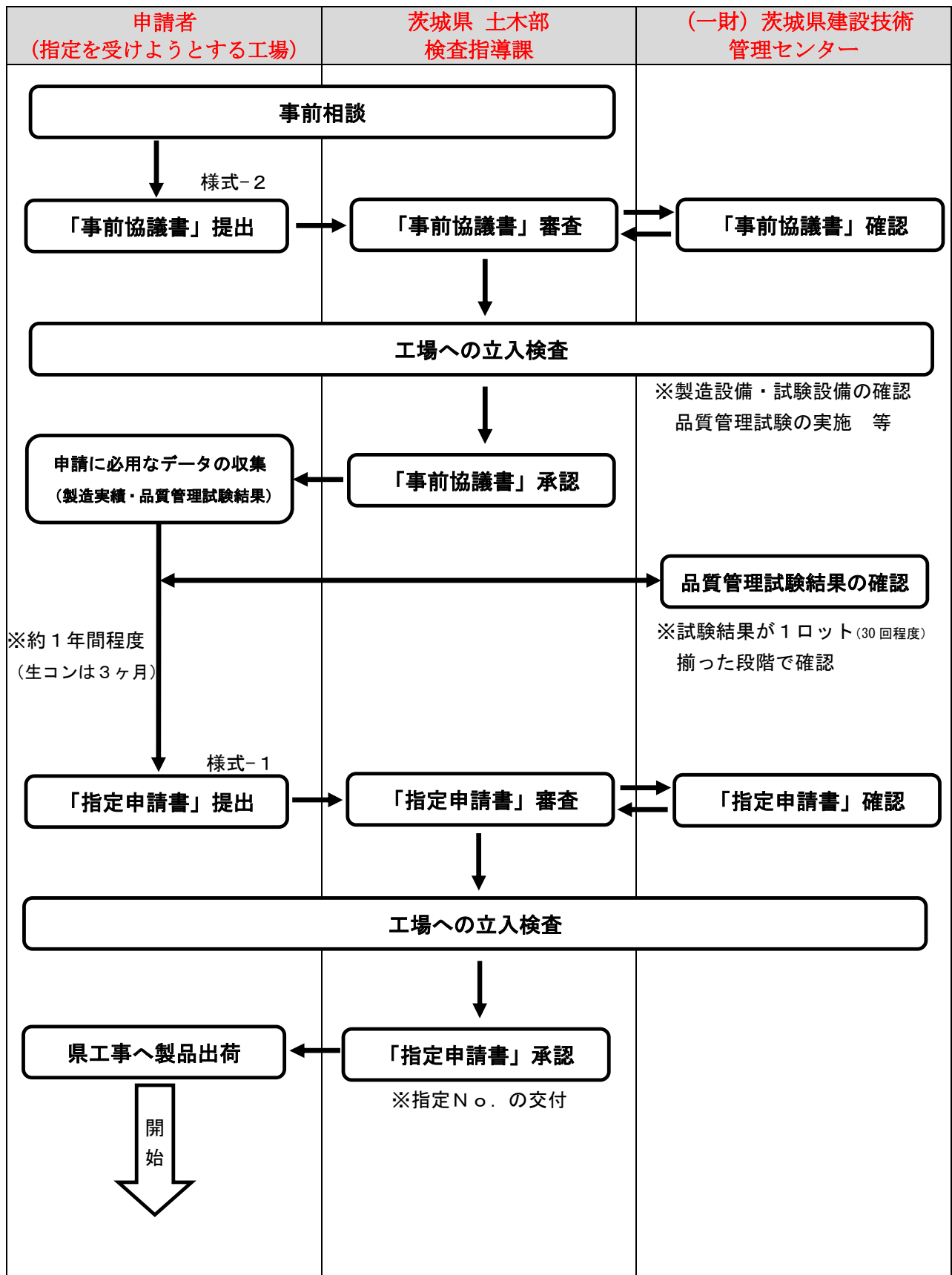
# 新旧対照表の作成例 (A4横)

名称	第 1 章 総 則		配布番号
	社内運営組織		記号番号
<p>1. 適用範囲 <span style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">旧</span></p> <p>この規定は、〇〇〇〇工場の組織、職務権限及び職務内容、社内規格についての原案作成、制定、改定、廃止、配布及び取り扱い等に関する手続き方法について適用する。</p>			
<p>2. 社内運営組織図</p> <p>当工場の組織図を図-1に示す (なお、組織図は工場内に掲示する)</p> <p>図-1 社内組織運営図</p>			
制 定	平成13年11月5日	改 定	平成29年11月1日
実 施	平成13年11月10日		平成29年1月10日
			平成29年4月1日

名称	第 1 章 総 則		配布番号
	社内運営組織		記号番号
<p>1. 適用範囲 <span style="float: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">新</span></p> <p>この規定は、〇〇〇〇工場の組織、職務権限及び職務内容、社内規格についての原案作成、制定、改定、廃止、配布及び取り扱い等に関する手続き方法について適用する。</p>			
<p>2. 社内運営組織図</p> <p>当工場の組織図を図-1に示す (なお、組織図は工場内に掲示する)</p> <p>図-1 社内組織運営図</p>			
制 定	平成13年11月5日	改 定	平成30年4月1日
実 施	平成13年11月10日		平成30年6月1日
			平成29年11月1日

別図 1

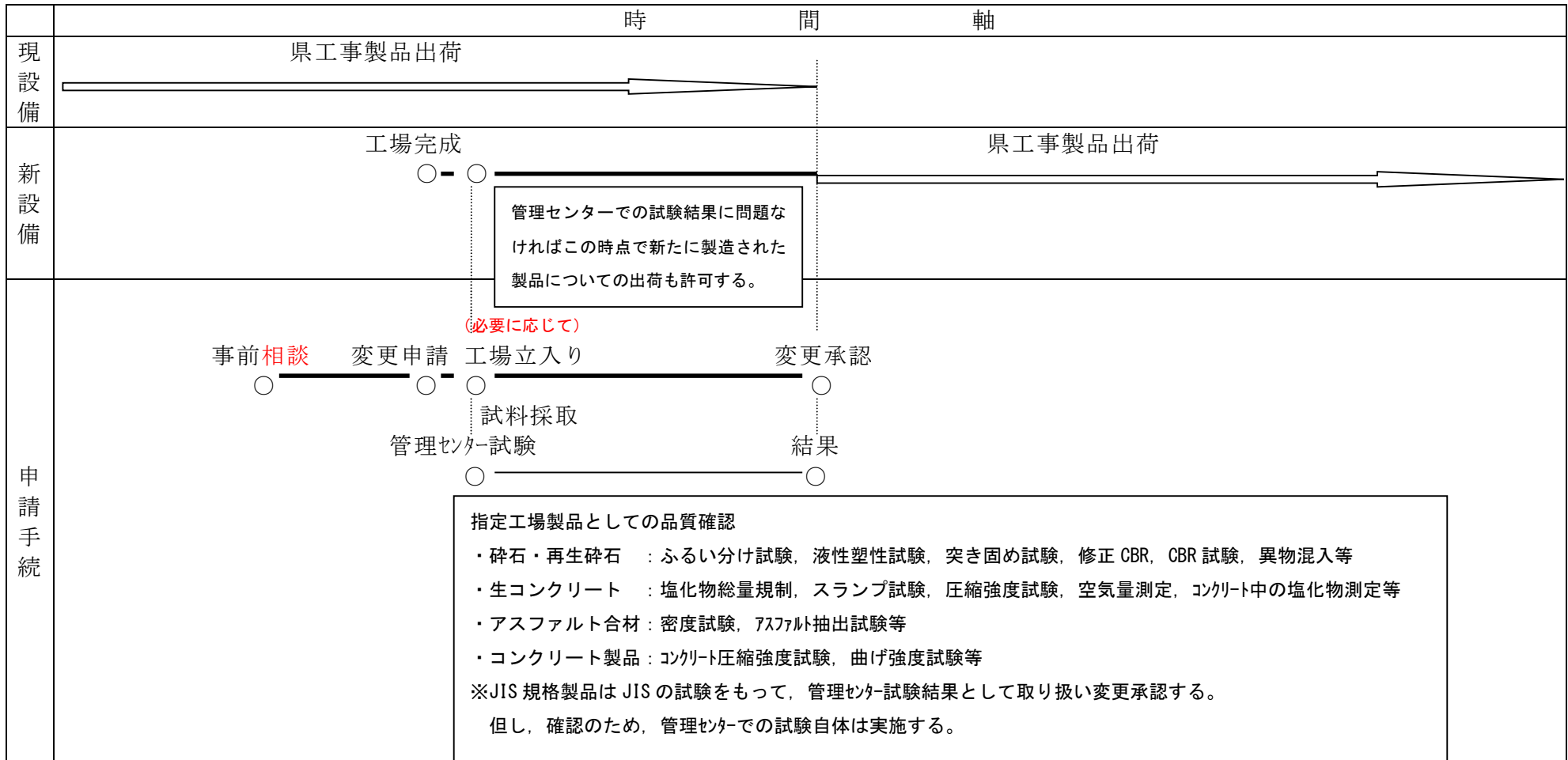
指定申請（新規）の運用について



別図 2

試験（検査）及び製造設備の位置の変更，改築又は更新に伴う変更申請の運用について

○重要な設備の改築に伴う変更申請の承認事務の効率化を図るため，手続きを下記のとおりとする。



別図 3

自社管理工場への変更申請の運用について

○自社管理工場への変更申請の承認事務の効率化を図るため、手続きを下記のとおりとする。

